

令和2年度 第1回鏡川清流保全審議会 会議録（要旨）

1 日時 令和2年10月29日（木）13:30から15:30まで

2 場所 高知市たかじょう庁舎6階会議室

3 出席者

[委員]

兼松方彦会長，關伸吾職務代理者，奥村栄朗委員，黒笹慈幾委員，
片岡榮彦委員，池田康友委員，中嶋澄恵委員，松浦秀俊委員
—以上，委員8名出席で審議会成立—

（欠席委員＝田中求委員，堀澤栄委員，豊永大五委員，吉富慎作委員）

[事務局]

環境部：今西部長，石黒副部長

環境政策課：児玉課長，福富課長補佐，山中自然保護担当係長，山崎主査補，
橋田主事

[その他出席者]

商工振興課：上田課長，岡部工業振興・企業立地担当係長，川久保主査

4 議題

- (1) 鏡川清流保全審議会運営規約の改正について
- (2) 鏡川清流保全区域指定検討業務の進捗状況について
- (3) その他，鏡川清流保全に関すること

5 配布資料

- (1) 会次第
- (2) 鏡川清流保全審議会委員名簿
- (3) 資料① 鏡川清流保全審議会運営規約新旧対照表
- (4) 資料② 鏡川清流保全区域指定検討業務の概要
- (5) 資料③ 前回（令和元年度第2回）鏡川清流保全審議会の振り返り
- (6) 資料④ 景観形成区域に係る検討状況
- (7) 資料⑤ 流域保全区域（仮称）検討状況
- (8) 資料⑥ 他都市の清流保全に関する区域指定範囲
- (9) 石灰石鉱床の採掘事業に関する説明資料

6 審議内容

- (1) 鏡川清流保全審議会運営規約の改正について（資料①）
鏡川清流保全審議会運営規約を一部改正することについて，原案のとおり承認さ

れた。

(2) 鏡川清流保全区域指定検討業務の進捗状況について

①景観形成区域に係る検討状況について（資料②～④）

委員： 領家や坂口における地域の課題に対応するための委員からの提案に対して、スピード感を持って動いてくれている。

みませ楽舎の参加者は、約半分は地域おこしを担っていこうとする地元の人で、残りの半分は、南部地域を応援する他地区の人たちだが、鏡川人づくり塾の塾生としてのポテンシャルがある人材がいるのではないかと。また、海辺の人たちと中山間の人たちが交流することで、お互い刺激になるのではないかと。

事務局： 中山間地域の人と海辺の人との交流は大きな可能性があり、鏡川人づくり塾への参加も可能であると考えられるため、内部で連携し検討していく。

委員： かつての鏡地域の関係人口創出に寄与する活動がフェードアウトしたのは、プロデューサーやコーディネーター的な人がいなかったことや、地域内の人ですべて賄おうとしたためである。外の力を上手に借りることができれば実現可能であると思われるため、ぜひお願いしたい。

また、係長級等の庁内連携会では、小手先の関係人口だけでは課題は解決しないという意見も出されているが、小手先にならないように努力できる鏡川人づくり塾を作してほしい。

今後も、審議会で出された意見等については、スピード感を持って実施してもらいたい。

委員： 山林荒廃に伴う災害については、スギの人工林に注意が必要である。スギは根が深く張るため、木が倒れると周りの木も根こそぎはぎとってしまう。

人工林に反対するものではないが、道路際など、倒れると電線を引きちぎってしまうような場所にスギを植えるべきではない。

以前は、鏡庁舎前の広場からはるか遠くの雪光山が見えていたが、今はうっそうとした人工林にはばまれ、道路際のスギやヒノキしか見えない。遠くまで見通せる古き良き景観がかるうじて維持されているから坂口地区等の景観に価値がある。

大きくなりすぎたスギの人工林は、すべて伐採すべきである。

委員： 今年5月、坂口の奥でアメゴの放流を行った。来月は、成魚の放流を予定しており、アメゴの稚魚、成魚の放流を継続的にやっていきたいと考えている。

委員： 係長級の職員で庁内連携会を開催したことはとてもよかった。一部地域の課題で全市的な課題とはいえないのではないかとという意見は当然の意見だが、一部の課題を全市的課題としてどう受け止めるか協議してもらいたい。庁内連携会を高知市の方針としてしっかり打ち出すなど、組織改革

のイメージをもってもらいたい。

②流域保全区域（仮称）に係る検討状況について（資料⑤、⑥）

委員： まずは、河川に隣接する限定的な区域に力を注ぐべきである。

明治から昭和ごろまでに川岸や道路際に植えられたスギやヒノキは、経済林にはならず、電線に悪影響を与える恐れもあるため、早急に伐採し、本来の樹種に転換していく必要がある。条例のスキームは、事前届出制と環境配慮指針に基づく誘導型であり、開発行為を規制していく方向だということも承知しているが、木竹の伐採については、森林法でも事前届出制の制度があるため、鏡川清流保全条例では、悪影響を与える可能性のあるスギの伐採を促進するための奨励的な制度を追加することを要望する。

委員： 通常、大雨が降っても、支流の谷であれば半日、本流であっても1日、2日で濁りが解消される。半月や1か月といった長期間濁りが続くと、アユなどは冷水病を発症する恐れがある。

物部川では、永瀬ダムに流れ込んだ濁水が下流に行っても濁りが取れず問題となっている。そのため、高知県が平成17年度に物部川濁水対策検討会を設置し、専門家を交えて議論してきたが、濁水の長期化は、川のマネジメントに失敗した結果であるため、濁水のみ対策は難しいという結論だった。

規制の対象行為を濁水だけに限定するのは反対である。自然景観や河畔林など濁水の原因になりそうなことを含めた規制にしないと実効性がない。

委員： 条例で開発行為に係る規制を行いながら、開発行為よりも濁水発生の大きな原因になりかねない森林の保全を併せて行う必要がある。開発行為では濁らず程度で終わるかもしれないが、スギの木が倒れたり山林崩壊が起こることで発生する濁水は大きな問題になるため、しっかりと検討しておく必要がある。

事務局： 今回、流域保全区域（仮称）について提案しているのは、開発行為を想定したものであり、当然ながら、それだけではすべての濁水への対策とはならない。川から道路までの森林をどのように誰が対策するのかについては、もう少し先の議論だが、条例による規制と併せて、森林環境譲与税の活用を含め、保全の仕組み等を使いながら、庁内で連携して鏡川清流保全を進めていく。

委員： 流域保全区域（仮称）の案は、次の審議会で提示されるのか。

事務局： 次回の審議会で具体的にイメージできるものをお示しする。

委員： 流域保全区域（仮称）は、流域全体を考えて鏡川の清流を保全しようということで検討が始まったものであるため、上流域全体を考えないわけにはいかない。そのなかで、あまり区域を限ってしまうと区域から外れたところで行われる開発を規制することができなくなる。

また、流域保全区域（仮称）の河川に隣接する区域とは、道路も含めて対象にするのか、それとも支流の枝の部分を対象にするのかなど、どの程度の区域に限定するのかを次回の審議会でも示してもらいたい。

委員： 流域保全区域（仮称）の範囲を河川に隣接地に限定した場合の案をいくつか図示してもらいたい。

事務局： 次回、具体的にお示しする。

委員： 比較対象としている広瀬川、鴨川、四万十川それぞれのメリット、デメリットを明確にして検討を進めるべきである。

委員： 流域保全区域（仮称）における規制対象を検討する際に、電線を切断する恐れがあるところに生えた木を放置しているような放置行為を規制する観点を入れると、総合的な対策に近づくのではないかと。

事務局： 他市の事例等と比較しながら、鏡川に対してどこまでアプローチできるのか多角的に検討していく。

(3) その他、鏡川清流保全に関すること

委員： 中山間地域では、倒木による電線の切断に関して問題意識が共有されているか。また、対策はどの部署が行うのか。

委員： 倒れそうな木をどうするかという議論は、どこでもされていないのではないかと。

委員： 地域の人たちは、あの木が倒れてきたら電線を切断してしまうという話を日常的にしており、危機感を感じながら生活している。数年前に風倒木により停電が発生した際には、住民から、電線の周り数メートルの範囲にある木を切っていけば停電にならなくて済むのではといった意見も出されていた。

庁内で課題を共有し、全市的に対応してもらいたい。

委員： 千葉県山武郡で多く植えられている山武杉は、成長すると非赤枯性溝腐病が発生し、幹が腐朽することが多くあり、強風で倒れる可能性があると言昔から知られている。戦後に植えられたものが成長しているが、今の人間社会のなかでどう管理していくかということは議論されていない。

また、数年前、徳島県で大雪により道路沿いの木が倒れて通信回線などが切断された際には、道路沿いの人工林をどうしていくかという話があったが、結局、議論されないままになっている。

委員： 3年前の10月に鏡川周辺で多く発生した風倒木のうち、鏡地区の県道沿いの生活道をふさいだ木は早急に撤去されたが、的淵川に滑り込んだものについては、倒れてきた木が民有林のものだったため、今年になってやっと撤去された。民有林の場合、川に覆いかぶさっている人工林であれ雑木林であれ、伐採に対して反発が起こる。そのために対応が遅れ、結果的に大きな工事が必要になった例もある。

風倒木が一度起きると河川の濁りがなかなか解消されない。物部川の話があったが、鏡川でも、鏡ダムに土砂が流れ込み、濁りが続くことがある。条例で景観の観点から指定した範囲内では、危険な木の伐採や川に流れ込んだ風倒木等の撤去を行いやすくするよう定めることはできないか検討してもらいたい。

委員： 管理すべき樹木等を放置する行為についても、しっかりと規制していくことが重要である。数年前に起きた筑後川の水害など、全国の川で倒木が原因の洪水が発生している。事前に対処しておくことで重要な景観維持につながる可能性がある。

7 その他

鏡吉原鉱山採掘事業計画について、令和元年度第2回鏡川清流保全審議会において委員から質問があったため、高知市が把握している内容について商工振興課から説明を行った。（「石灰石鉱床の採掘事業に関する説明資料」参照）

委員からは、以下のとおり質問、意見が出された。

※商工＝商工振興課

会長： こういった資料をもって地域に入っているということだが、審議会として、審議事項ということではないし、範疇からいって、該当するかどうかという問題がある。ただし、濁水とかに関わってきたら該当すると言えるし、流域保全区域、森林の形状から言っても該当する可能性もあるかもしれない。

聞いておきたいこと、ただし市としての答弁ではなく、市はこういう状況に今ありますということを確認する場になる。質問や意見はあるか。

委員： 吉原までの既存の道を大きなダンプトラックが通ることになるのか。トンネルなどを掘ってコンベアで搬出する計画はあるか。

商工： 事業者からは、県道6号線が狭いいため、高知県に県道の拡幅を要望していると聞いているが、高知県からは、すべての拡幅を一度に行うことはできないが、部分的に順番に改良していくとなれば、数十年掛かると聞いている。

また、地下にトンネルを掘って通すという鳥形山で行われている手法は、数十億円掛かるため、実現が難しいのではないかと聞いている。

委員： 今後、どのような手続き、どのくらいのスピード感で進んでいくのか。

商工： 5年後のスタートを目指した計画になっているが、先般、1地区目の第1回の地元説明会が行われたところであり、今後も説明を繰り返しながら地元の同意を取っていく必要があるため、時間が掛かることが想定される。

委員： 吉原で採掘した後は、どこで製品に加工するのか。採掘地から22トンダンプトラックで運搬するのか。

商工： プラントの計画はあるようだが、まずは白木谷で製品化していくと聞い

ている。

委員： どのルートを通るのか。

商工： ルートの詳細は分からない。

委員： 例えば、審議会としては、こういったものを社会的共通資本という捉え方をしている。市民にしても、鏡川から恩恵を受けている限り貢献しましょうというというスタンスで行きたいというのがある。企業が鏡川にどう貢献するのかをはっきりしていただきたいというのがある。その貢献でいいかどうかという、それはこちらにしっかり聞きながら一緒に合意をしていただければと思う。開発をするにしても、これからの企業は当然社会貢献をするのが前提にする必要があると思っている。開発するからにはどういう保全をしていくのか、ミティゲーションとしてはどういうふうにするのか、これは開発資料だが、保全の資料、単に緑化ではなく、緑化はやったところの表面を繕いましょうというだけの話であるから、本格的な鏡川や高知市へのお返しするものは何かということを明確にしていきたいということは伝えていただきたい。

それについてはこちらで審議しますということでお伝え願えたらいいのではないかと思う。

商工： いただいた意見については、事業者に伝える。

委員： この件については地元でも噂になっており、不正確な話も聞かれている。また、今後のことや子供の通学路のことを大変心配されているため、正しい情報を早く知らせる必要があるが、市の窓口は商工振興課か。

商工： 商工振興課が総合窓口となり、内部協議をして関係部署につないでいく。

委員： 組合に個別に業者に来られても、組合としてどう接して良いのかわからない。公の場で社会貢献について提案していただき、いろいろな立場のなかで審議して返していくことが重要である。

また、こんなことで市民レベル、地域住民レベルで反対、賛成で割れるようなことはとても不幸なことなので、住民分断、世論が割れたりしないようにしっかり企業が社会貢献を早め早めにみんなに出していただくと、個別に来られたら困るのでぜひここで議論をしていただきたい。

委員： 企業側からいったら、小さいところから崩していったみたいな戦略を考えてしまうのですが、もうそんな時代ではないですよということをはっきり市として伝えていただければと思う。もっと言えば一緒にやりましょうというぐらいで捉えていただくという、地元企業なのですよねというところを押してやっていただければと思う。

まだまだこれはこれからの問題で、特に200年、300年も採掘するといったらとんでもない話で、その間には時代の変化というのは相当ある話だろうから、そういったものも含めてぜひ子孫の子孫の子孫くらいまで影響してしまう話であるから、しっかり捉えていきたいと考えているため、みな

さま，ぜひさまざまなお意見，前向きな話し合いをしていければと思う。